

令和5年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和5年9月29日（金）午前11時05分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和5年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第28号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第29号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について

日程第5 議案第30号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	佐藤雅人
教育総務課長	井上克彦
給食センター課長	松野光広
学校教育課長	郷通芳
学校教育課総括主幹	石野陽子
学校教育課主幹	松野英泰
幼児教育課長	野口智子
幼児教育課主幹	庄司洋
生涯学習課長	野田秀樹
生涯学習課主幹	佐藤文行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	野津浩行
---------	------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** ただ今より、令和 5 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

次第に沿って進めます。

日程第 1 令和 5 年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 5 年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようなので、令和 5 年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 日程第 2 本日の会議録署名委員の指名についてです。

今回は、森下委員よろしくお願い致します。

日程第 3 議案第 28 号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第 3 議案第 28 号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 3 議案第 28 号 教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市個人情報安全管理規程の公布に伴い、教育委員会規則の改正を行うもの。

個人情報を取り扱う課等に個人情報安全保護の管理者、保護担当者の配置、保有個人情報の取り扱いについての研修実施や個人情報台帳の作成など教育

委員会においても市の規程に準ずるものです。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**大平委員** 小中学校には、管理者は配置されますか。

○**教育総務課長** 今回の改正では配置されませんが、今後検討していかなければいけないと思っています。

○**大平委員** 各学校において取り扱う場合、どのように安全管理されますか。

○**教育総務課長** 今回の例規改正のような整備が必要かと考えています。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第3 議案第28号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第4 議案第29号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第4 議案第29号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 議案第29号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市子ども・子育て会議委員に委嘱するもの。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画の策定や推進について調査、審議、検討をする機関ですが、委員の任期は2年間となっており任期満了に伴いまして新たに15名に委員の委嘱をするものです。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**伊藤委員** 会議の開催状況についてお聞かせください。

○**幼児教育課長** 子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画となっています。

また、1年に1回から2回の会議を開催し進捗状況の確認、検討を行って

います。今回委嘱する委員には、来年度策定の計画の審議もしていただくこととなります。

○伊藤委員 計画の修正等がありますか。

○幼児教育課長 年度ごとに目標数値が定められておりますので、修正等は行っています。

○森下委員 委員の定員は何名ですか。

○幼児教育課長 20名以内です。

○加木屋委員 子ども・子育て支援事業計画の対象年齢は何歳まででしょうか。

○幼児教育課長 18歳までです。子ども家庭庁の設立により、国は子ども計画として、年齢を区切らないとしておりますが、現行計画においては従来通りとしております。

○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第4 議案第29号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について、可決することとします。

日程第5 議案第30号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第5 議案第30号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第5 議案第30号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市放課後児童クラブ利用申込兼延長保育利用申込書の様式を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

利用申込みされる児童の中には、支援や配慮を必要とする児童も多くいます。この改正はクラブの利用申込みの時点で児童の状況についての情報をより詳しくお知らせいただくことで、支援や配慮を必要とする児童も安心、安全にクラブでの生活を送ることができるような体制づくりにつなげるために申込書様式の変更をするものです。

改善点は大きく2つです。同意書兼誓約書と利用児童の状況を書いていただく欄を設けております。これにより関係機関との情報の連携ができ、また保護者からも利用児童についての詳しい情報を教えていただくことができますので、事前面談等につなげていきたいと考えております。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**伊藤委員** 事前面談を希望しない方への対応はどのように考えていますか。

○**幼児教育課長** 利用申込書に記載された情報をもとに、保護者と事前に打ち合わせをしたいという思いで改正しましたので、アプローチはしていきたいと考えています。

○**大平委員** 日本語での会話という欄を設けるに至った状況を教えてください。

○**幼児教育課長** 言語に関して困ったケースがありましたので加えました。放課後児童クラブでの生活は学校生活とも違うので学校とは違う姿を見せるお子さんもいます。クラブでのルールが伝わりにくいということがあって、保護者と話をすると、保護者も日本語がわからないというケースもあります。翻訳機を使って対応することもありましたが、デリケートなところになると伝わりきらなくて困る部分がありました。今現在具体的な対策はできていませんが、日本語以外でも会話のできる会計年度任用職員で対応できるような措置ができればと考えております。

○**大平委員** 同意書兼誓約書は今までも提出していただいていたか。

○**幼児教育課長** 内定通知を送る際に同様の書類を提出いただいていたのですが、今回の改正では申し込みと同時に提出いただき、早い段階で関係機関と情報の連携ができるように変更させていただきました。

○**大平委員** 滞納処分、虚偽の申請に関する同意事項がありますが、そのような事案はありましたか。

○**幼児教育課長** 私が把握している限りではありません。このことについても、利用が決定した際に提出いただいております。

○**伊藤委員** 保護者氏名①②については、両親がみえないところについては父親、母親またはそれに代わる保護者であってもよいし、1名になってもよいということですね。

○**幼児教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第5 議案第30号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決とします。

日程第6 教育長の報告

○**教育長** 日程第6 教育長の報告です。

9月議会において、一般質問がありましたので答弁させていただいたことについて報告します。

1つ目は英語教育推進事業の進捗状況についてご質問がありました。7月に年少児から小学2年生を対象にイングリッシュサロンを実施しました。3日間実施しましたが、延べ200名を超える子供が参加し、非常に盛況だったという報告をさせていただきました。実際にALTと触れ合うことで英語に興味を持ってほしいという思いで実施しています。

今年は、全国学力学習状況調査で英語が実施され、その中で英語が好きだという児童の結果が、瑞穂市は全国の平均よりも高いという結果が出ています。これまでの取組の成果ではないかと思っております。また、中学3年生ですが、英語力につきましては、ありがたいことに全国や県の平均を上回っているという結果が出ていますので、さらに英語の授業の充実や教師の英語力の向上に力を入れていきたいというお話をさせていただきました。

英語検定の助成制度については、現在18件の申し込みがあり、多くの生徒が合格しています。願いとしては少しでも英語検定に挑戦していく中学生を増やしたいと思っております。

2つ目は暑さ対策についての質問がありました。活動場所での暑さ指数を測定し31以上ある場合はすぐに運動を中止する対応をとっています。体育の授業については、暑さ指数が超えそうだというときには、1時間目に体育の時間を変更する等の対応をとり実施していることを報告しました。

体力の低下については、暑いから体力が落ちたということではなく、個人的にはコロナに起因するところがあると思われるので、体力テストのデータを分析して対応を考えていく必要があると思っております。

3つ目は部活動の地域移行についてのご質問がありました。令和6年度から

徐々に地域移行を進めていくということで考えております。今年は、体育協会、スポーツ少年団、文化協会などの総会にお邪魔して地域移行の動きがあるということと、指導者をお願いする場合がありますのでその説明をしました。8月末には、中学校区別に保護者、保護者会の会長、指導者、学校長、担当者を対象に説明会を行いました。保護者の負担、指導者の確保など様々な観点からご質問がありましたので、教育委員会でも再度検討していきます。

指導員の確保は基本的には各部活で行っていただき、令和6年度から移行することで進めております。

4つ目ですが、学校プールの管理、運営方法についての質問がありました。瑞穂市内には建築後40年以上経過したプールもあり、老朽化で修理も必要となるため民間委託の考えについての質問でした。

答弁としましては民間委託をすることによって、より専門的な指導が受けられること、天候に左右されずに年間を通して授業時間が確保できることを伝えました。老朽化による修繕費の減、水質検査等が不要となり教員にとっても負担が軽減されることから、民間委託先も含め検討していきたいという答弁をさせていただきました。

5つ目は、全国学力学習状況調査の結果についての質問がございました。今年度小学校は国語と算数の2教科、中学校は国語と数学と今年は特別に英語の3教科が実施されました。すべての教科におきまして瑞穂市は全国や県の正答率を上回る結果が出ていることをお話させていただきました。

日程第7 その他

○**教育長** 日程第7 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 9月議会について報告させていただきます。

前回の定例会で意見聴取をさせていただきました、2件の条例の一部改正、補正予算が可決されました。令和4年度歳入歳出決算の認定もされています。

一般質問は、中学校の体育館、サンコーパレットパークの利活用、放課後子供教室への取組状況、生津小学校区の保育所状況、学校給食費の無償化、学校プールについてのものだったので、事実関係、現在の取組状況をお答え

しました。

暑さ対策の関係で、生津スポーツ広場に夜間照明を設置できないかというご質問がありました。生涯学習、生涯スポーツの関係団体から、特に子供が日中活動するのが難しいので、夜なら少しは涼しいので夜間照明を設置して活動できるようにしてはどうかというご質問がありました。

昨年度、穂積中学校の屋外運動場拡張工事の際に既設の夜間照明を撤去しています。その理由として今の利用状況からすると夜間照明を撤去しても利用団体の方が、今ある夜間照明で十分利用いただけるので、今回は既設のところで活動していただきたいという答弁をさせていただいております。

就学援助のご質問がありました。瑞穂市は就学援助率が低いということで改善についてのものでした。認定基準を見直していくという答弁をしました。

生活保護を受けている方は要保護ということで一定の基準で援助ができますが、それに準ずる程度の方、いわゆる準要保護という方の基準が各市町村によってまちまちになっております。その中の1つで生活保護の基準額に一定の率をかけて収入をどこまでの範囲で見っていくかという基準が現在ありませんので、その基準を設けながら手厚く援助していければということ考えているという答弁させていただいております。

決算につきまして、監査委員から不用額が多くないかというご指摘があった関係でそれを受けてご質問がありました。

施設を管理していますので、やみくもに予算を切ってしまうと、緊急的な対応ができないことになるので、繰り越しにならざるを得ないということがあります。

また、電気料高騰で先が読めないというところで、予算がないと支払えないので、ご理解いただきたいとともに、極力不用なものは減額していくという答弁をさせていただきました。

- 教育長 教育総務課長。
- 教育総務課長 特にございませぬ。
- 教育長 給食センター課長。
- 給食センター課長 特にございませぬ。
- 教育長 学校教育課長。

○**学校教育課長** 9月1日の登校については、登校状況を学校からも報告いただき、欠席者数、理由を把握しながら、さらにアンテナを高くして児童生徒の状況を気にかけていただく対応をしています。

電話連絡を定期的にしたたり、家庭訪問をしたたりと保護者と連携しながら、心配のあるお子さんとのコンタクトをとるということを続けておりますので、9月1日特に大きく気にしなければいけないようなことというのはなかったと思っております。

ご案内させていただいているように幼稚園では、来週3日間に分けて運動会を開催します。また、学校からの案内を置かせていただきましたが、公表会や研究発表会を予定しておりますので、是非子供たちや先生方の姿を見ていただければと思っております。

先週までは3校がインフルエンザでの学級閉鎖、コロナで1学級が学級閉鎖となっていました。最近ではインフルエンザが流行っているかと思いますが、現在は学級閉鎖しているところはございません。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 保育所運動会のご案内を送らせていただいております。ご案内ができるのは3年ぶりぐらいかなと思っております。コロナの影響で保育所の運動会は年次ごと、クラスごとで実施していましたが、今年度も年次ごとで実施し、未満児が別日になっています。コロナの心配や、子供たちへの負担が少ないということで、分散型で行います。10月14日土曜日になりますのでお時間がありましたらよろしく申し上げます。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 9月21日に、瑞穂大学健幸学部において球界のレジェンド権藤博氏をお迎えして特別講演会を開催いたしました。瑞穂大学の受講生及び一般の方が255名参加されました。

9月23日、24日に、親子感動体験事業くぼたまさと親子工作教室を開催いたしました。親子合わせて合計368名の参加がございました。

来年度、第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭が開催されます。岐阜県が開催県となっており、「清流の国ぎふ」文化祭2024の統一名称にて開催されます。

これに伴いまして9月27日でございますが、瑞穂市における実行委員会の設立及び第1回の会議を開催いたしました。当市は将棋にまつわるイベントを進めてまいります。こちらの情報も逐次委員の皆様には資料の方でご報告をさせていただきたいと思っております。

今後の予定ですが、9月30日午後2時から瑞穂市市制20周年記念事業ネオクラシックコンサート「オーケストラアンサンブル金沢瑞穂公演」が開催されます。ぜひご来場ください。

10月7日は、「第2回読書のまちみずほビブリオバトル」を開催します。今年度で第2回目になります。各小学校の代表者1名が、自分が選んだおすすめの本を発表してくれます。審査を行って1冊を市のチャンプ本として決定をしていくこととなります。

瑞穂市中ふれあい広場は、ネーミングライツによりまして10月1日から「さぼてん村広場」という名称に変わります。ご承知おきいただければと思います。

○**教育長** 各課より報告いただきましたが、本日の議題等も含め、その他、ご質問等はありませんか。

○**加木屋委員** 部活動の地域移行についてですが、各部活で指導者を探してもらうとのことですが、間違いありませんか。

○**学校教育課長** 現在社会人指導者として学校から推薦をいただいて、市で委嘱している方がいますので、基本的にはその方が継続していただけるように説明会等でご協力を願うアナウンスをさせていただいております。

社会人指導者が配置されていない部活については、地域移行できるようにするところからということをお伝えしています。極論を言えば見つからなければその部は部活のままということになるので、これまで通り教員が土日の部活を行うこととなります。文化協会、体育協会等も含めて会議に出ている方には人材をご紹介させていただいて、できる限り地域移行した地域クラブに携わっていただけるようにしていきたいと考えております。

○**加木屋委員** 教育委員会の方ですごく気を付けていただいていると思いますが、地域移行となると勝利至上主義に走ってしまう指導者が増えるのではないかと私の中で不安に思っています。その指導者となられる方には、部活動

というのが人間形成の大切な場だということを強く訴えて行ってほしいなどということを強く思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○学校教育課長 3中学校に分けて行った説明会の中でも、保護者会会長、社会人指導者の方からもそういうことに関わる質問がありました。強くなることをメインにするのではなく、地域で子供たちを育てるということを大事にしてみんなで協力していくことをお話しております。地域移行したクラブの指導者になる方には研修を受けていただきます。今現在の社会人指導者向けには大学の先生にも来ていただいて、何のために部活動をするのかということも含めて、体罰の禁止についてなども研修していただいておりますので、そういったことはこれからも大切にしていかなければいけないと思っております。

○教育長 その他、ご質問等はありませんか。

ないようなので、次回以降の教育委員会定例会の開催について確認させていただきます。

次回第10回教育委員会定例会は、令和5年10月27日（金）、午後2時から3-2会議室で開催します。

第11回教育委員会定例会は、令和5年11月20日（月）、午後2時から3-2会議室で開催します。

よろしくをお願いします。

閉会の宣言

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第9回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後0時03分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月29日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

森下伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。